

設 計 書

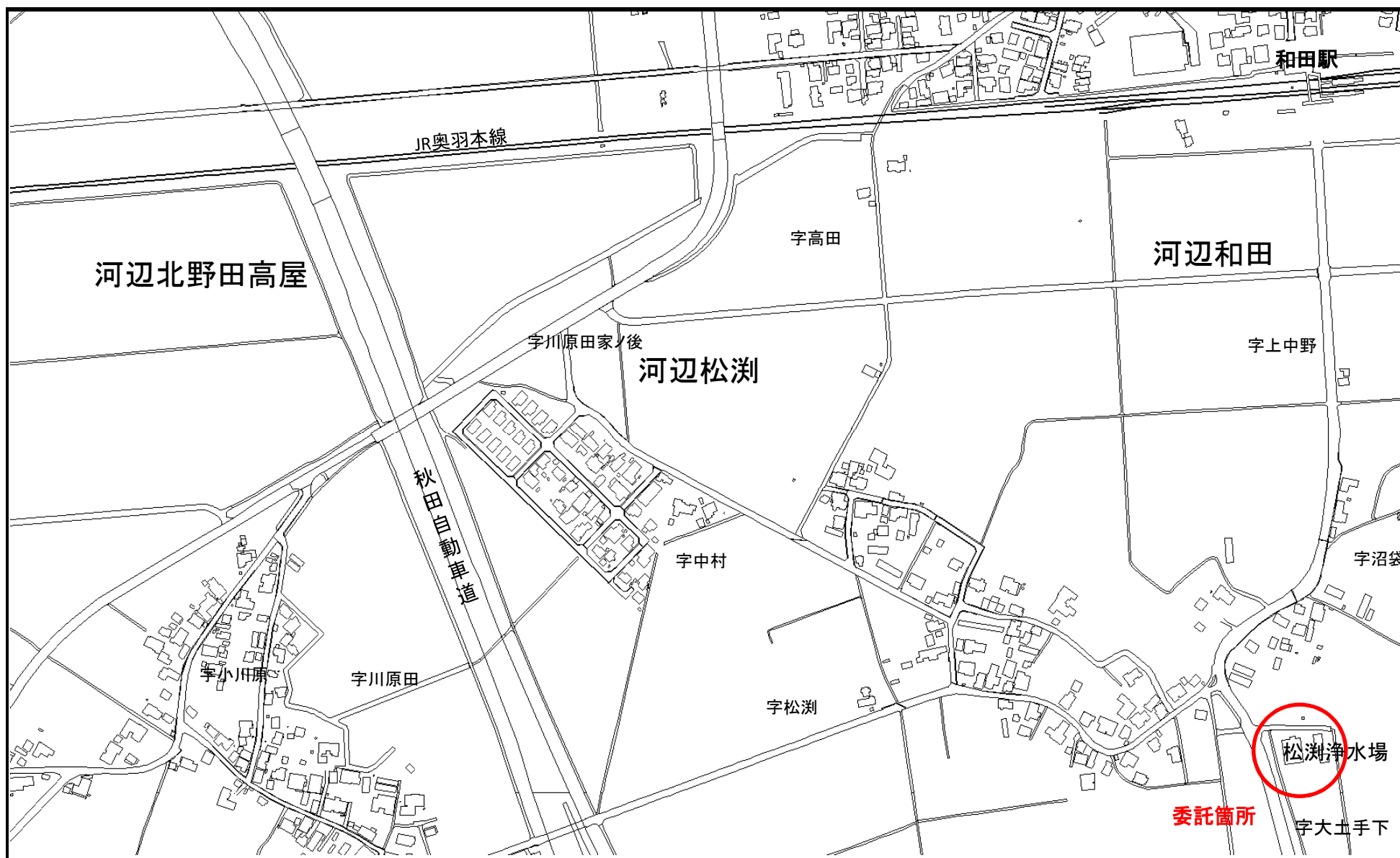
予算項目	原水及び浄水費 委託料
委託番号	委託 第 70 号

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和7年度	作 成 年 月 日	令和7年9月22日	履行期間	から
委 託 名	松渕浄水場第一取水井内部清掃点検業務委託				令和8年2月6日
委託場所	河辺松渕字大土手下13			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳				業 務 概 要	
		設 計 額 (円)		取水井仕様:300A×32.5m	
	業 務 価 格			・スワビング洗浄	一式
	消費税等相当額			・エアリフト浚渫	一式
	業 務 委 託 費			・水中TV調査	一式
				副務者 (職名)氏名	
				主務者(監督員)(職名)氏名	

箇 所 図
河辺松渚字大土手下13 松渚浄水場



松渚浄水場第一取水井内部清掃点検業務委託

秋田市上下水道局浄水課

業 務 委 託 費 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費							
	直接業務費	揚水機撤去費	式	1			明細書第 1 号
		水中 T V 調査費	式	1			明細書第 2 号
		井内機械洗浄費	式	1			明細書第 3 号
		埋没浚渫費	式	1			明細書第 4 号
		揚水機設置費	式	1			明細書第 5 号
		報告書作成費	式	1			明細書第 6 号
		計					[直接業務費]
	共通仮設費	運搬費	式	1			明細書第 7 号
		安全衛生費	式	1			
		計					[共通仮設費]

業 務 委 託 費 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
純業務委託費							
	現場管理費		式	1			
業務原価							
	一般管理費等		式	1			
業務価格							
消費税等相当額							
業務委託費計							

揚水機撤去費

明 細 書

(第 1 号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
揚水機撤去費	(1 日)					
	人件費 125A×11kW 深 度 : 12. 0m					
	さく井主任	人				
	さく井技士	人				
	さく井工	人				
	電工	人				
	消耗材料費	式	1			
	ラフテレーンクレーン (16t オペレータ付き)	台	1			
	計					
揚水機撤去費計						

水中TV調査費

明 細 書

(第2-1号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水中TV調査費	(1測定当たり)					
	基本調査料金					
	技師A	人				
	技師B	人				
	測定消耗品費	式	1			
	小計					
	口径補正料金	式	1			
	編集解析費					
	技師A	人				
	技師B	人				
	小計					
	編集解析補正	式	1			

水中TV調査費

明 細 書

(第2-2号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水中TV調査費	解析消耗品費	式	1			
	人件費					
	技師B	人				
	さく井主任	人				
	さく井技士	人				
	さく井工	人				
	小計					
	計					
水中TV調査費計	測定・解析費	回	2			一式当たり

井内機械洗浄費

明 細 書

(第 3 - 1 号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
井内機械洗浄費	スワビング洗浄費					
	人件費					
	技師B	人				
	さく井主任	人				
	さく井技士	人				
	さく井工	人				
	スワビング消耗品費	式	1			
	スワブカップ価格	個	1			
	ディーゼル発電機 (45kVA)	日	0.7			
	軽油 (発電機用)	L	34.2			
	小計					

井内機械洗淨費

明 細 書

(第 3 - 2 号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
井内機械洗淨費	ラフテレーンクレーン (16t オペレータ付き)	日	1			
	小計					
	計					
井内機械洗淨費計						

埋没浚渫費

明 細 書

(第 4 号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
埋没浚渫費	エアリフト浚渫					
	人件費					
	技師 B	人				
	さく井主任	人				
	さく井技士	人				
	さく井工	人				
	エアリフト浚渫消耗品費	式	1			
	ディーゼル発電機 (45kVA)	台	1			
	軽油 (発電機用)	L	48.8			
	計					
埋没浚渫費計						

揚水機設置費

明 細 書

(第 5 号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
揚水機設置費						
	人件費 125A×11kW 深度：12.0m					
	さく井主任	人				
	さく井技士	人				
	さく井工	人				
	電工	人				
	消耗材料費	式	1			
	フランジパッキン	枚	4			
	ラフテレーンクレーン (16t オペレータ付き)	日	1			
	計					
揚水機設置費計						

報告書作成費

明 細 書

(第 6 号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
報告書作成費						
	主任技師	人				
	技師 A	人				
	技師 B	人				
	印刷製本費	式	1			
	計					
報告書作成費計						

運搬費

明 細 書

(第 7 号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運搬費						
	4tトラック (2.9t吊クレーン装置付)					
	軽油	L	17.1			
	一般運転手	人				
	トラック損料	時間	3			
	4tトラック					
	軽油	L	17.7			
	一般運転手	人				
	トラック損料	時間	3			
	1日当たり計					
運搬費計		日	2			

松洸浄水場
第一取水井内部清掃点検業務委託

特 記 仕 様 書

令和 7 年度
秋田市上下水道局浄水課

第 1 章 総 則

1 適用範囲

この仕様書は、松渕浄水場第一取水井内部清掃点検業務委託に適用する。

この仕様書、設計図、設計書に記載のない事項については、厚生労働省「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」、一般社団法人全国さく井協会監修「さく井・改修工事標準歩掛資料」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、秋田市上下水道局「配水管工事標準仕様書、同要領集」の最新版に準じるものとし、そのほかは監督員との打合せにより決定する。

2 法令、関係規定の遵守

受注者は、業務の施工に当たり、関係する諸法令、基準および規定等を遵守し、業務の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令等の適用・運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。

3 基本事項

本業務は、契約書、特記仕様書および図面（以下「設計図書」という。）に基づいて行い、設計図書に明示されていない事項については、監督員と協議・確認のうえ実施する。

4 提出書類

契約事項に関する書類のほか、次の書類を提出すること。ただし、監督員が特に必要があると認めた図書は、別に提出させることができる。

(1) 配水管工事標準仕様書（秋田市上下水道局）に準用するもの

ア 業務計画書（概要、現場組織、業務工程、業務方法、安全衛生、従事者一覧表ほか）

イ 手順書 2 部

ウ 週間工程表

エ 作業日誌

オ 業務完了届

カ 業務状況記録写真 1 部

(2) その他

ア 必要に応じて、委託打合簿

イ 作業状況を記録した DVD 又は CD-R 1 枚

ウ 業務報告・解析書 1部

エ その他必要とする書類

5 疑 義

設計図書に定める事項について疑義等がある場合は、監督員に報告し、協議のうえ決定する。

6 諸官庁等への手続

受注者は、関係諸官庁および他企業に対する一切の手続きを行うとともに、その経過については、速やかに監督員に報告すること。また、協議事項および指示事項は、書面にまとめ、発注者に提出すること。なお、手続等に必要な経費は受注者の負担とする。

7 機械器具および業務用材料の管理

業務に使用する各種材料および機械器具は、工程表に従い業務の進捗に支障のないよう手配するとともに、品質ならびに保管管理等は受注者が行うものとする。

8 機器の機能保持

- (1) 受注者は、業務完了の際、試験運転開始までの機器の機能保持に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、発電機を準備し、使用する各機器に給電すること。

9 事前調査

受注者は、業務着手に先立ち、現地の状況、関連業務等について綿密な調査を行い実状把握のうえ、業務を施工すること。

10 障害物件

業務期間中、障害物件の取扱いについては、監督員の指示に従うこと。

11 衛生管理

- (1) 受注者は、水道施設構内又はその付近での作業に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。
- (2) 受注者は、作業従事者について水道法第21条（昭和32年法律第177号）および同法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第16条に基づく健康診断（腸内細菌検査・腸管出血性大腸菌検査）の検査結果報告書

を作業開始日までに提出しなければならない。（写し可）なお、業務期間が同報告書の発行日から起算して6か月を超える場合は新たに検査を実施し、結果報告書を提出すること。

12 安全管理

- (1) 受注者は、業務の施工に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、安全管理に努めなければならない。
- (2) 受注者は、酸素欠乏危険箇所、高所、地下、道路上その他特に危険が予想される箇所では事故防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、火気を使用する場合十分な防火措置を講じなければならない。

13 工程等の打合せ

稼働中の施設内での業務作業であるため、受注者は、工程等について事前に監督員と十分な協議および確認、連絡のうえ浄水場等の運転業務に支障を与えないように業務を遂行すること。

14 事故および機器の不具合

受注者は、業務施工中に、人身事故および第三者に損害を与えた事故、設備機器（又は施設）や周辺地域に影響を及ぼす事故が発生した場合は、直ちに監督員ならびに関係各所に連絡しなければならない。また、受注者の責任に帰する事故および機器等の不具合について、受注者の責任と負担により速やかに処置するとともに、監督員へも速やかに報告するものとする。ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度、監督員と受注者と協議のうえ決定する。

15 熱中症による健康障害の防止

熱中症を生ずるおそれがある作業を行う場合は以下のとおりとすること。

- (1) 業務従事者が熱中症の自覚症状を有する場合又は他の者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合における報告体制を整備し、業務従事者に対し、当該体制を周知すること。
- (2) 業務従事者に熱中症のおそれがある場合、その症状の悪化を防止するため、業務からの離脱、身体冷却等必要な措置の内容・実施手順を定め、業務従事者に対し、当該措置の内容およびその手順を周知すること。

第 2 章 業 務

1 目的

本業務は、松渕浄水場第一取水井内部スクリーン目詰まり等の清掃を行うとともに、水道におけるクリプトスポリジウム対策指針に基づき、地表水等が混入していないことをテレビカメラを用いて確認し、清掃前後の状況分析および記録保存を行うものである。

2 第一取水井の仕様

- (1) ケーシング材料：ステンレス製 Sch20s フランジ(北越消雪機械)仕様
- (2) ケーシング口径：300A
- (3) ケーシング深：32.5m
- (4) 取水ポンプ：口径 125A×出力 11kW×全揚程 21m（フランジ管）
- (5) 収納ピット：内寸 1,500mm×1,500mm×マンホール φ 600mm

3 履行場所

- (1) 施設名称：松渕浄水場
- (2) 住 所：河辺松渕字大土手下 1 3
- (3) 対象設備：第一取水井

4 業務の手順・内容

- (1) 既設取水ポンプの引上げおよび洗浄（引上げ前の絶縁抵抗測定を含む）
- (2) テレビカメラによる、清掃前ケーシング内の撮影および堆積状況の確認
- (3) ケーシング内部のスワビング洗浄、エアリフト浚渫
- (4) テレビカメラによる、清掃前ケーシング内の撮影および清掃状況の評価
- (5) 取水ポンプの再設置
- (6) 状況の解析・報告書等の編集および作成

5 施工

- (1) 設計図書に示された設備が、その機能を完全に発揮できるように施工すること。（設計図書に明記のない場合でも、当然必要なことは誠実に施工すること。）
- (2) 設計図書、監督員の承諾を得た承諾図および施工図等に従って施工すること。

- (3) 資格等(資格、検定、認定等)を必要とする業務について、当該資格等を有する者に行わせること。
- (4) 監督員が指示したものについては、監督員の検査を受けること。
- (5) 大型機材の搬入は計画を立案し監督員の承諾を得ること。
- (6) 機器の現地分解整備に当たっては周囲の環境に対して十分考慮するとともに、機器の性能を害さないよう水平垂直等に対して十分注意して施工すること。
- (7) 受注者は、業務による不良部品等の交換（指定交換部品を除く）又は特別の機材を必要とする補修等が発生した場合、その内容を監督員に速やかに報告すること。
- (8) 受注者は業務現場が隣接する場合又は同一場所において施工する別途業務のある場合は、常に相互協調して支障をきたさないように処置しなければならない。
- (9) 受注者は、本業務対象外の設備等に影響を与えないよう適切な養生を行うこと。

第3章 試験調整

1 現地試験

試験要領書を提出し監督員の承諾後、下記の現地試験を行い、項目ごとに写真を撮影し、成績表を提出すること。

(1) 動作検査

(2) その他、監督員が必要と認めた試験

2 雑 則

各試験および検査の結果、不良箇所があれば指定の期日内に手直しを行い、手直し完了後監督員立ち会いのもとに再試験を行わなければならない。

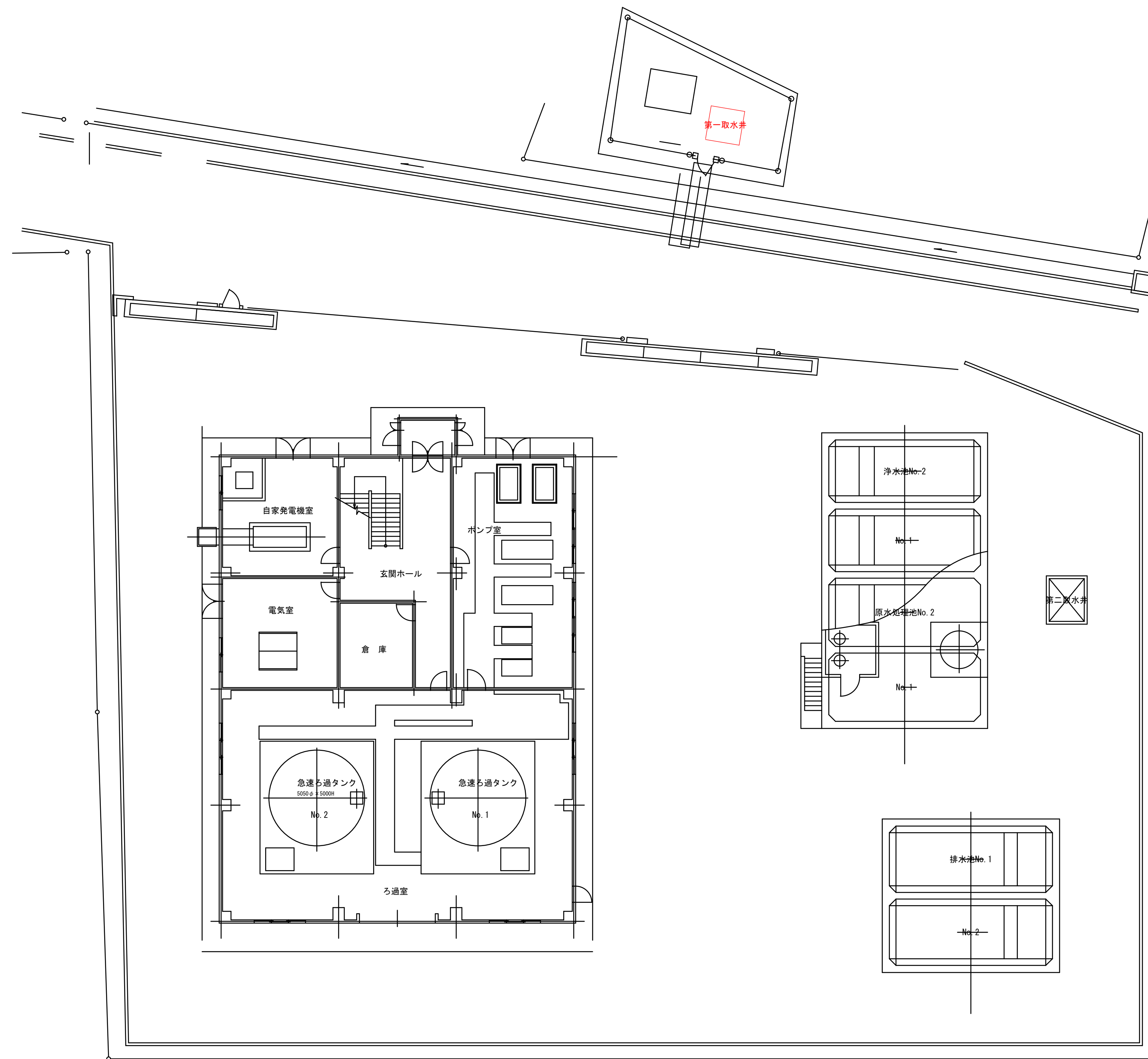
第4章 そ の 他

1 発生品の処理

業務施工に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等に基づき適切に対処すること。また発生した有価物については、監督員の指定した場所に運搬すること。

2 完成図書

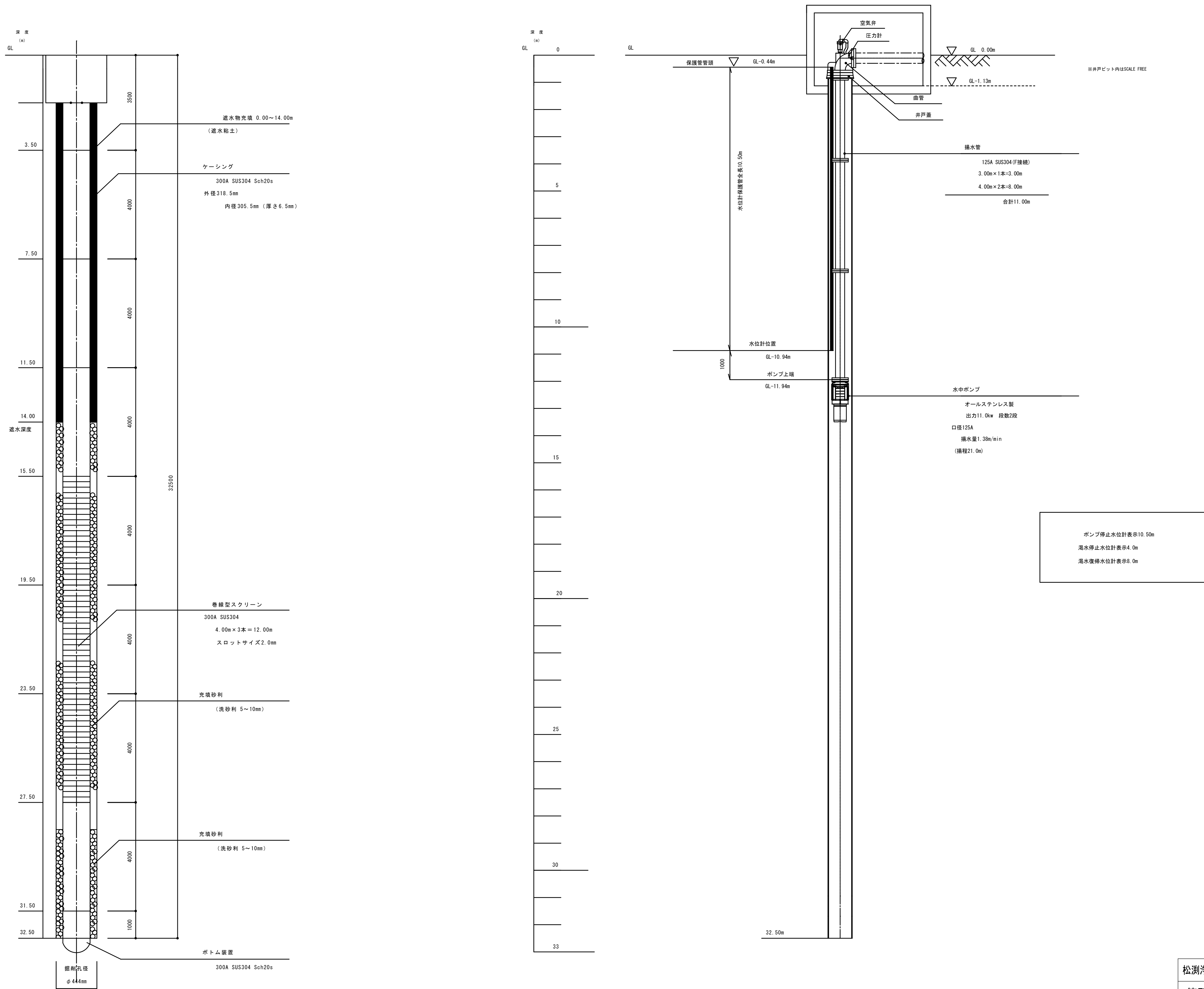
本業務について受注者は、完成図書を2部提出すること。また、完成図書等（解析・報告書、映像、写真）をDVD（CD-R）として1部提出すること。なお、作成費用は受注者の負担とする。



松 渕 浄 水 場 平 面 図 S = 1/150

松渕浄水場第一取水井内部清掃点検業務委託				令和7年度		
箇所名		松渕浄水場				
図面		一般平面図				
縮尺		1/150		製図月日		
				R 7・8		
秋田市上下水道局浄水課					図番	1

取水井構造図・断面図



松測浄水場第一取水井内部清掃点検業務委託				令和7年度
箇所名	松測浄水場			
図 面	取水井構造図・断面図			
縮 尺	NONE	製図月日	R 7・8	
秋田市上下水道局浄水課				図番 2